

大和市個人情報保護法の施行等に関する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第15号

大和市個人情報保護法の施行等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行及び大和市個人情報保護審査会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報の写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保

有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、次条に規定する大和市個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(審査会の設置)

第7条 次に掲げる事務を行うため、本市に、大和市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 前条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (3) 大和市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年大和市条例第16号。以下「議会条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 議会条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書に記載された同項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに係る事項の諮問に応じ、調査審議すること。
(組織)

第8条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第9条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査請求に係る調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び議会条例第45条第1項の規定により諮問をした議長（以下「諮問庁等」という。）に対し、保有個人情報（諮問庁等が議長である場合にあつては、議会条例第2条第4項に規定する保有個人情報。以下この条及び次条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁等は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第10条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条若しくは議会条例第45条第1項に規定する審査請求に係る同法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があつたときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁等をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。

ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(その他の諮問に係る調査審議の手続)

第13条 実施機関は、第6条の規定により審査会に諮問しようとするときは、当該諮問が同条各号のいずれかに該当するかについて記載した書面及び当該諮問事項の調査審議に必要な資料を提出しなければならない。

- 2 審査会は、調査審議をするに当たり必要であると認める場合には、当該諮問をした実施機関に資料の提出を求めること、適当と認める者に審査会の席上で陳述させることその他必要な調査をすることができる。

- 3 前2項の規定は、議長による諮問について準用する。この場合において、第1項中「第6条」とあるのは「議会条例第50条」と、「当該諮問が同条各号のいずれかに該当するかについて記載した書面及び当該諮問事項」とあるのは「当該諮問事項」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第9条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市個人情報保護条例の廃止)

- 2 大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(大和市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る旧条例第10条、第12条第2項又は第56条第2項の規定に

よる職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に掲げる個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に掲げる実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項に規定する受託業務従事者（以下この号において「旧受託業務従事者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧受託業務従事者であった者

(3) この条例の施行の際現に旧条例第56条第2項に規定する指定管理業務従事者（以下この号において「旧指定管理業務従事者」という。）である者又はこの条例の施行前において旧指定管理業務従事者であった者

4 施行日前に旧条例第17条、第31条第1項若しくは第2項又は第39条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。この場合において、これらの決定についての審査請求（この条例の施行の際現にされているものを含む。）に係る旧条例第46条の規定の適用については、同条中「審査会」とあるのは、「大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第15号）第7条に規定する大和市個人情報保護審査会」とする。

5 前項後段の場合においては、第7条第1号中「同条第1項」とあるのは、「同条第1項又は附則第4項の規定により適用する旧条例第46条第1項」とする。

6 施行日の前日に旧条例第47条に規定する大和市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員であった者は、施行日に、第9条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。この場合において、当該任命を受けたものとみなされた委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

7 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第49条第3項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記載された旧保有個人情報（旧条例第2条第6号に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）を含む情報の集合物で、一

定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報電子計算機を用いて検索することができるようにしたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

9 附則第3項各号に掲げる者が、職務上又はその業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

10 前2項の規定は、本市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

11 旧条例第12条第1項に規定する受託業務又は旧条例第56条第1項の公の施設の管理業務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第8項又は第9項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

（罰則に関する経過措置）

12 この条例の施行前にした行為並びに附則第4項及び第7項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大和州市営住宅条例等の一部改正）

13 次に掲げる条例の規定中「大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

- (1) 大和州市営住宅条例（平成9年大和市条例第17号）第66条第1項
- (2) 大和市コミュニティセンター設置条例（昭和54年大和市条例第6号）第27条第1項
- (3) 大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号）第25条第1項
- (4) 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第17条第1項
- (5) 大和市児童館条例（昭和44年大和市条例第21号）第24条第1項
- (6) 大和市子育て支援施設条例（平成29年大和市条例第7号）第27条第1項
- (7) 大和市障害者自立支援センター条例（平成17年大和市条例第28号）第25条第

1 項

(8) 大和市まごころ地域福祉センター条例（平成13年大和市条例第7号）第24条第1項

(9) 大和市都市公園条例（昭和45年大和市条例第24号）第48条第1項

(10) 大和市営自動車駐車場条例（平成3年大和市条例第12号）第25条第1項

(11) 大和市スポーツ施設設置条例（昭和61年大和市条例第35号）第23条第1項

(12) 大和市郷土民家園条例（平成6年大和市条例第8号）第20条第1項

1.4 前項第3号及び第7号から第11号までに掲げる条例の規定中「き損」を「毀損」に改める。

（大和市障害福祉センター松風園条例の一部改正）

1.5 大和市障害福祉センター松風園条例（昭和52年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「き損」を「毀損」に改め、「並びに当該個人情報に係る開示、訂正、利用の停止等」を削り、「大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。